

「令和2年7月豪雨（7月3日からの大雨）による災害救助法適用地域」 の世帯の学生の皆さんへ（日本学生支援機構奨学金のお知らせ）

このたびの令和2年7月豪雨（7月3日からの大雨）により被災し、災害救助法の適用を受けた世帯の学生で、日本学生支援機構奨学金を希望する場合は、2020年10月30日（金）までに学生課までご相談ください。

なお、災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生並びに同地域に勤務し、勤務先が被災した世帯の学生で同等の災害に遭ったものについても、適用地域に準じて取り扱うものとします。

記

【対象となる奨学金】

給付奨学金（家計急変）★給付奨学金の出願は、9月中にご相談ください。

第一種奨学金（緊急採用）無利子貸与

第二種奨学金（応急採用）有利子貸与

JASSO支援金 * 学生が学生生活の本拠として日常的に居住している住宅の被災等、一定の条件があります。

※指定地域は、内閣府HP掲載情報をご参照ください。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

随時追加される可能性がありますので、各自ご確認をお願い致します。

<事務取扱時間>

■事務取扱時間

平日8:50~11:30、12:30~16:50、土曜日8:50~12:20

（8/1~9/10は平日9:00~11:30、12:30~16:00）

※次の期間は閉室しております。

- > 8月13日~8月21日
- > 日曜日・祝日（授業実施日を除く）
- > 土曜日（8月のみ）

* JASSO支援金について

「JASSO支援金」とは、自然災害等により、居住する住宅（学生等が学生生活の本拠として日常的に使用している日本国内の住宅）に半壊以上等の被害を受けたことで、学生生活の継続に支障をきたした学生が、一日も早く通常の学生生活に復帰し学業を継続するための支援として創設されたものです。

支給額が10万円となっており、返還の必要はありません。

詳細は、学生課までご相談ください。